

中教審「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」

(以下「審議経過」)への全日本教職員組合の意見

2017年10月13日

全日本教職員組合

中央執行委員長 中村 尚史

全教は、教育振興基本計画そのものが、時の政府による教育介入をすすめる意図をもって改悪教育基本法第17条に位置付けられたものであることから、第1期教育振興基本計画策定時から反対の立場を明確にしてきました。第3期教育振興基本計画策定にあたってはその立場を表明した上で、計画の策定を行うならば、①政府は教育に対し介入しないことを原則とすべきであること、②ゆきとどいた教育をすすめるため、子どもと学校の実態をふまえた教育条件整備に限定すること、の2点を求めるものです。

1. 政府は教育に対し介入しないことを原則とすべきであり、その観点から、「審議経過」は以下の重要な問題点を持っていることを指摘します。

(1)教育のあり方は、子どもの実態を深くリアルにとらえ、そこから検討されるべきであるにもかかわらず、全体として国家や一部グローバル企業が求める「人材」づくりをすすめるものとなっていること。

中教審「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」(以下「審議経過」)は、「I. 教育の普遍的な使命」において、「次世代までを長期的に見通した社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展を目指していくこと」を掲げ、「個人の資質・能力を最大限伸張し、生産性の向上により経済成長を図る」などと示しています。また、「教育をめぐる現状と課題」として「急速な技術革新」や「グローバル化の進展と国際的な地位の低下」等をあげて、「グローバルに活躍する人材の育成」「イノベーションを牽引する人材の育成」を掲げています。全体として、国家や一部グローバル企業の求める「人材」づくりを強調するものとなっていることは、重大な問題です。

教育のあり方は、子どもの実態を深くリアルにとらえ、そこから検討されるべきものです。例えば、警察庁の統計では、日本全体の自殺者数が減少傾向にある中で、小中高校生の自殺は毎年300人前後を推移し減っていない実態があります。また、「自分のことが好きになれない」「自分のことを受け止めてもらえず、常に他者に攻撃的な態度をとる」等、身近な人間関係や社会からの排除により、基本的信頼を託すことのできる他者を喪失していると同時に、つねに他者との競争にさらされる中で、自分自身への信頼や希望を奪われている実態があります。また、「近年、常にそわそわして落ち着きがないと言われる子どもが増えたり、疲労感をため込む子どもが増えている。子どもたちの体がおかしくなっているのではないか」との声が学校現場から聞かれます。今必要なのは、こうした子どもの

変化の原因をさぐり、どのような背景があるのか分析することです。貧困と格差の拡大が子どもたちに大きな影響を及ぼしている実態もあります。その実態から教育のあり方をさぐり、ひとり一人の成長・発達を保障するための教育条件整備こそ求められます。

しかし、「審議経過」は、国家や一部グローバル企業の求める「人材」づくりを強調する一方、子どもたちの育ちや学びについての分析や課題整理は極めて不十分であり、子どもたちの実態から出発したものとなっていないと言わざるを得ません。成長・発達する主体は一人ひとりの子どもであり、学ぶ権利はそのために保障されるものです。教育は国家や社会のその時々の特定の目的のためでなく、国民一人ひとりの「人格の完成」のために行われるべきです。

(2)「指標」が、自己目的化し一人歩きして、教育の歪みにつながる危険性があること。

「審議経過」は、平成30年度から平成34年度までの5年間における「目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標」（以下、「指標」）を示しています。国が「指標」を示すことは、国家や一部グローバル企業の求める「人材」づくりをすすめる政策誘導のための道具と言わざるを得ません。「審議経過」は「指標」について、「その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況との乖離や望まざる結果を招かないよう、十分に留意することが必要」としています。しかし、結果として各地方自治体や各学校では「指標」が自己目的化し、一人歩きして、教育の歪みにつながる危険性があります。例えば「全国学力・学習状況調査」は、その都道府県別平均正答率を公表することで各都道府県の順位が示され、各地方自治体では「県の教育目標に『全国〇〇位をめざす』などを入れる」「平均正答率を下回る学校には特別な指導を行う」「3月から過去問題のドリル指導がくりかえされている」などの実態が全国に蔓延しています。

また、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善」等の「指標」は子どもたちの内面を数値化し、ひいては序列化につながる危険性を持ちます。国が子どもたちの内面の価値基準を示すことは、心の中まで踏み込み、管理することにつながります。

さらに、「地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善」「家の人と学校での出来事について話をしている児童・生徒の割合の改善」等の「指標」は、国が地域・家庭のあり方に特定の価値を「指標」として持ち込み、押しつけることにつながります。各地方自治体や学校・地域・家庭に対し、国がそのあり方＝「指標」を示し、評価することが危惧されます。

(3)競争と管理の教育をいっそう推進するものとなっていること。

日本の教育制度は国連子どもの権利委員会から「過度に競争的」であると再三勧告されてきたにも関わらず、「審議経過」は、現状を改善するどころか「これまでの取組の成果」に「我が国が引き続き世界トップレベルであること」をあげるとともに、「測定指標候補」に「各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持」をあげています。また、「全国学力・

学習状況調査」の継続実施を掲げるなど、子どもたちをいっそう競争に追いやるものなのです。競争の教育は、生活と学びの個別化・分断化をすすめ、排他的な競争意識や他への不信感を拡大します。そのことが「自己肯定感」の低さにもつながっているのではないのでしょうか。ただちに「全国学力・学習状況調査」を中止するなど、競争主義的な施策を排すべきです。

2. すべての子どもたちの成長を保障する教育をすすめるため、子どもと学校の実態をふまえた教育条件整備に限定し、具体的な計画を立案し実施することを求めます。

第1期教育振興基本計画は、「教育投資」の方向として「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」としています。第2期教育振興基本計画は、教育予算の増額について、「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし（中略）必要な教育投資を確保していくことが必要である」としています。

しかし、「審議経過」は、公財政支出などの「教育投資」のあり方についていっさい触れていません。「国際的な教育政策の動向」等、様々な教育指標において OECD 諸国との対比を行い「指標」を押しつけながら、肝腎なその基盤となる「教育投資」についての言及を回避することは行政の責任放棄と言わざるを得ません。まず、OECD 諸国平均並みの公財政支出を行うことを示すべきです。

父母・保護者、子どもたちの切実な願いである、教育の各段階での無償化や教育費の負担軽減について、「高等学校段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高等学校等奨学給付金による負担軽減を図る。高等教育段階に係る教育費について、（中略）貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度を運用する」としています。中・高等教育段階での「無償教育の漸進的導入」に関わる国際人権規約社会権規約13条2項（b）（c）の留保撤回をふまえ、高等教育を受ける権利を人権・社会権として捉え、国がその義務を負う観点から、すべての子どもたちを対象に継続的に推進することが重要です。教育の無償化を、国の責任において人権・社会権の実現として推進することを明確に示すべきです。

また、基本方針「教育政策推進のための基盤整備」の主な施策群「教職員指導体制・指導環境の整備」において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備」をかかげていますが、父母・保護者、国民の切実な願いである教職員定数改善や35人以下学級の実施について触れていないことは重大な問題です。教職員定数改善や35人以下学級の実施によって、子どもたちとていねいにかかわることができ、子どもの実態に対応した指導が可能になり、子どもたちとのふれあいが一層密になるという利点があることは明らかです。自他に対する基本的信頼感を持たず、他者との関係からの孤立や排除への不安・恐

怖を抱えている子どもたち一人ひとりを受け止め向き合うためには、教職員定数改善と35人以下学級の実施が不可欠です。

教職員の長時間過密労働の解消は、文部科学省も示しているように「看過できない」課題です。しかし、「審議経過」では「日本の教員は、(中略)負担も大きいことが指摘されている」とし、「測定指標候補」に「1週間当たりの学内総勤務時間の短縮」等が示されるのみで、「今後、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会での審議を踏まえ、追記を検討」として根本的な改善の方向は示されていません。

ILO/UNESCO「教員の地位に関する勧告」は「教員の労働条件は、効果的な学習を最もよく促進し、教員がその職業的任務に専念できるものでなければならない」(8項)、「教員は価値ある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援助されなければならない」(85項)と謳っています。子どもたちの笑顔輝く学校づくりのためには、教職員が専門性を発揮し、ゆとりを持って教育活動をすすめることができる職場環境を構築することが重要です。深刻さを増す長時間過密労働の背景には、学力テスト体制などの過度な競争主義や、管理と統制の教育があります。教育条件整備も含めて、抜本的に教育政策を転換することが求められます。

全教は、すべての子どもたちの成長を保障するゆきとどいた教育をすすめるために、国の責任による35人以下学級の実施、教職員定数の抜本的改善、給付制奨学金制度の拡充、権利としての教育の無償化、特別支援学校設置基準の策定などの教育条件整備こそ直ちに計画し実施することを求めます。